

令和 2 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	かのやグラウンド・ゴルフ場ほか 2 施設
所在地	鹿屋市田崎町450番地外
指定管理者	名称：株式会社 倉岡建設 代表者：代表取締役 倉岡 宏文 住所：鹿屋市吾平町上名2150 連絡先：0994-42-3222
モニタリングの実施経過	●書類審査（月例及び年度報告書） ●現地調査 ●ヒアリング調査
担当部課 （問合せ先）	市民生活部 市民スポーツ課 電話0994-31-1139 内線3591

【モニタリングの総合評価】

施設の運営については、条例に則し、適正で公平な利用受付及び許可が行われている。

利用者については、前年に比べて約34,000人程度減少しており、要因として新型コロナウイルス感染症の影響により大会及び一般利用が減少したが大きな要因と考えられる。

施設の維持管理については、トイレ及び駐車場の管理はもとより、芝草管理技術者資格を取得したグラウンドキーパーを設定し、適正な管理に努めている。

施設の安全対策については、研修の受講や訓練の実施、緊急時対応マニュアルの作成、職員への指導を行うなどにより、利用者が安心して施設を利用できるような環境づくりに努めている。

しかし、年々、競技者人口が減少傾向にある中で、適切な施設の利用促進を図っていけるかが現在の大きな課題となっている。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・利用者数（競技者人口）減少傾向への対策

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・競技者や幅広い年齢層を対象とした大会開催や広報活動などの利用促進対策の検討

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

①合目的性・公平性・効果性

○グラウンド・ゴルフ場の利用者数については、前年度比較で34,000人程度減少している。これは年間を通して新型コロナウイルス感染症により大幅に減少したことが要因と考えられる。

施 設	令和2年度		平成元年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
かのやグラウンド・ゴルフ場	20,754	3,251,910	55,374	5,215,030
田崎多目的運動場	8,490	—	15,578	—
水辺の広場	—	—	—	—
合計	29,244	3,251,910	70,952	5,215,030

○施設の予約、許可については、条例及び規則に則り適性に処理されている。

○指定管理者等の表示（連絡先、料金等）については、各所に利用者が確認しやすいよう適性に表示されている。

(2)業務内容

①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

○高齢者の健康づくりや医療費の削減を意識した施設運営を行っており、例年は毎月指定管理者主催の大会を開催するなど、積極的にイベント等を行っているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の予防対策の観点からほとんど開催出来ていない。

○グラウンド・ゴルフ場については、芝草管理技術者資格を取得したグラウンドキーパーを設定し、除草剤は使用せず、芝回復作業等の適正な施設管理がなされている。

○トイレ等の清掃は毎日実施しており、清潔な施設の維持に努めている。

○メリケントキンソウについては、適正な対策を行っている。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

○業務主任等から業務指示が出されるよう、指示連絡系統が整備されており、現場に混乱を招かないような体制がとられている。

○月1回の定例ミーティング、随時開催の臨時ミーティング、朝の作業員ミーティングにより、作業の内容確認及び進行管理を行っている。

③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

○仕様書に則した年度計画を作成し、業務の実施にあたっている。

○申請書等の個人情報等は、受付事務所内で鍵をかけて保管を行い、漏洩のないよう管理している。

○出納事務は、会計主任が行い、本体本社の会計と同様に毎月税理士のチェックが行われている。

④安全性（安全管理・緊急時等の対応）

○年に1回、消防訓練の実施とあわせ救急訓練を実施している。また、緊急時の対応マニュアルについては随時更新し、職員への研修を行い、緊急時に備えた対策を講じている。

○年に1回、防災設備の点検確認を行い、有事の際にスムーズな対応が図られるよう努めている。

⑤社会性（環境等への配慮）

- 環境への配慮として、節電・節水のほか、再生紙利用を心がけるなどの取組を行っている。
- 再委託先に市内業者を優先して選定し、迅速な対応がとられるような体制をとっている。

(3)事業収支

①経済性

- 月例報告書及び年度報告書から、管理経費は効率的、効果的に使用していると評価できる。
- グラウンド・ゴルフ場の利用者数、使用料金も前年度を下回っている。施設の安定した維持管理のためグラウンド・ゴルフ普及拡大への取組が求められている。

(4)団体の経営状態

①経営の健全性

- 財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について問題ないと判断する。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	かのやグラウンド・ゴルフ場ほか 2施設	所 管 課：市民スポーツ課 都市政策課	
所在地	鹿屋市田崎町450番地外	設置年月日：平成19年4月1日	
設置目的	グラウンド・ゴルフを通じた市民の健康づくりとグラウンド・ゴルフ競技の普及による生涯スポーツの振興を図り、交流人口の増加を図る。市民の健康増進とスポーツレクリエーション及び憩いの場の提供。		
設置の根拠 (法令、条例等)	かのやグラウンド・ゴルフ場条例、鹿屋市健康ふれあい運動広場条例、鹿屋市都市公園条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	83,000㎡
		延床面積	㎡
	《有料》8コース、64ホール（最大12コース96ホール） 条例に基づき、使用料を徴収		
事業概要	(1) 施設の維持管理業務 (2) 施設等使用許可、利用料金の徴収及び減免		

2 経営分析評価指標

①事業収支	1,376,936円	④外部委託費比率	9.9%
②利用料金比率	17.5%	⑤利用者あたり管理運営コスト	588.5円/一人
③人件費比率	68.2%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	522.2円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	<ul style="list-style-type: none"> かのやグラウンド・ゴルフ場 359日 田崎多目的運動広場 水辺の広場 閉場日の規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> かのやグラウンド・ゴルフ場 357日 ※台風接近により9月6日～7日の2日間閉場とした。 田崎多目的運動広場 水辺の広場 閉場日の規定なし
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> かのやグラウンド・ゴルフ場 4月～9月 午前8時30分～午後6時 10月～3月 午前8時30分～午後5時 田崎多目的運動広場 午前8時30分～午後10時 水辺の広場 使用時間の規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> かのやグラウンド・ゴルフ場 4月～9月 午前8時30分～午後6時 10月～3月 午前8時30分～午後5時 田崎多目的運動広場 午前8時30分～午後10時 水辺の広場 使用時間の規定なし
事業開催	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者杯G・G大会(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者杯G・G大会 (11月・12月開催)

4 利用実績

項目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	かのやグラウンド・ゴルフ場		8,500
	田崎多目的運動広場		43
	計		8,543
施設利用 人数	かのやグラウンド・ゴルフ場		20,754
	田崎多目的運動広場		8,490
	計		29,244
相談件数			
講座参加者数			
合 計	利用回数		8,543
	利用人数		29,244

5 事業収支

（単位：千円）

項目		実施計画 （事業計画書より）	実施内容（実績）		
			合 計	運動施設	公 園
貸し室 等利用 収入	かのやグラウンド・ゴルフ場	6,998	3,251	3,251	
	計	6,998	3,251	3,251	
指定管理料		14,915	15,270	9,643	5,627
自動販売機			66	50	16
その他収入					
借入金					
収入計（A）		21,913	18,587	12,944	5,643
人件費		14,787	11,734	9,055	2,679
事務費		3,614			
事業費		108			
管理費		1,490	2,261	1,747	514
光熱水費		1,296	924	570	354
修繕費		618	595	595	
委託料			1,696	964	732
公租公課					
その他					
支出計（B）		21,913	17,210	12,931	4,279
収支（A）－（B）		0	1,377	13	1,364

指定管理者自己評価表

令和 3 年 5 月 24 日

指定管理者 株式会社 倉岡建設

施 設 名 かのやグラウンド・ゴルフ場

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・②・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・②・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・②・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・②・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・②・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・②・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・②・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	3・②・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・②・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・②・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・②・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・②・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・②・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・②・1
総合評価 (所感)	ハード面は苦情もなく対応できている。 ソフト面については、利用者減の対応が不足している。 平等な対応に心がけて、一部の意見は採用しない、多数の意見はすぐ実施すると心得ている。（行政からの申し出も、これは変えない）	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通じた指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。